

掛川市選挙管理委員会告示第26号

掛川市公職選挙法による選挙運動に関する規程（平成17年掛川市選挙管理委員会告示第4号）第29条第3項の規定により、公職選挙法（昭和25年法律第100号）法第201条の11第4項に規定する証紙を次のとおり定める。

平成25年4月14日

掛川市選挙管理委員会
委員長 大場 浩



（規格）横3.5cm×縦2.5cm